

別 添

事 務 連 絡

平成23年3月14日

各

都道府県
政令市
特別区

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課

「東北地方太平洋沖地震」被災地における妊産婦、乳幼児への
対応及び被災者に係る健康診査事業等の対応について

母子保健行政につきましては、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震に伴う災害発生により、避難所等での生活を余儀なくされた被災者の方々については、身体的・精神的にも厳しい状況に置かれているものと思われま。特に妊産婦、乳幼児に対しては、健康管理に配慮した早急な対応が必要であります。今後、避難所等の生活が長期化することも予想されることから、継続的な支援についても十分配慮する必要があります。

については、今般、このような被災地の状況に鑑み、別添のとおり関係団体に協力を依頼したところでありますので、被災地においての避難所及び被災者の状況に応じ、関係団体とも連絡、調整の上、適切な対応をよろしくお願いいたします。

また、地震の被災により災害救助法の適用を受けた地域の住民が、緊急避難措置として、一時的に被災地以外に住居を構える場合においても、必要なサービスが適切に提供される必要があります。

については、母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスの取り扱いについて、当該被災者から申し出があった場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において被災者の罹災状況等を勘案し、適切にサービスが受けられるよう特段のご配慮をお願いするとともに、貴管内の市町村及び関係機関に対しても、周知いただきますようお願いいたします。